

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年10月24日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第47号

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条を第7条とし、第3条を第6条とし、第2条を第5条とし、第1条を第4条とし、同条の前に次の3条を加える。

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(路上喫煙等監視指導員)

第2条 路上喫煙等の禁止等に係る啓発活動、路上喫煙等禁止区域における指導その他の路上喫煙等の禁止等に関する事務を行わせるため、路上喫煙等監視指導員を置く。

2 路上喫煙等監視指導員は、市長が任命する。

3 路上喫煙等監視指導員は、路上喫煙等の禁止等に関する事務を行うときは、路上喫煙等監視指導員証（第1号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(標識の様式)

第3条 条例第5条第4項に規定する標識の様式は、第2号様式による。

附則の次に次の2様式を加える。

第1号様式 (第2条関係)

		第	号
路上喫煙等監視指導員証			
写真	所 属		
	氏 名		
		年	月 日生
上記の者は、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第2条第1項に規定する路上喫煙等監視指導員であることを証明します。			
年 月 日			
京都市長			印

第2号様式 (第3条関係)



備考 たばこの図柄 (火が付いていることを表す部分を除く。) は黒色, 煙の図柄

は青色，文字及び地は白色，その他の部分は赤色とする。

附 則

この規則は，平成19年11月1日から施行する。

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)